

意匠の類否判断と意匠法39条1項ただし書の適用に関する一事例

知的財産事例研究会
弁護士 平野 和宏

—東京地方裁判所平成24年6月29日判決（判時2193号91頁）—

第1 事案の概要

意匠に係る物品を「エーシーアダプタ」とする登録意匠番号第131622号の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件登録意匠」という。別紙意匠公報参照）の意匠権者であり、原告製品（接続口がUSBコネクタ（USBポート）であり、主にiPodシリーズやiPhoneといった、USBケーブルの接続により充電可能な製品に用いられるエーシーアダプタ）を販売する原告が、Docomo、SoftBankの携帯電話（iPhoneのようなスマートフォンを除く。）の接続口に対応するケーブルが一体となった被告製品（その意匠を「被告意匠」という。別紙第1参照）を製造及び販売する被告の行為が原告の本件意匠権の侵害に当たる旨主張して、被告に対し、被告製品の製造及び販売の差止め並びにその廃棄を求めるとともに、本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

第2 争点

- 1 本件登録意匠と被告意匠の類否（争点1）
- 2 本件登録意匠の意匠登録に無効理由があり、原告による本件意匠権の行使が意匠法41条において準用する特許法104条の3第1項の規定により制限されるか（争点2）
- 3 被告による被告製品の製造の有無及び原告主張の差止めの必要性（争点3）
- 4 原告の損害の有無及び被告が賠償すべき損害額（争点4）

第3 判旨

- 1 登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされ（意匠法24条2項）、その判断に際しては、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、更には登録意匠における公知意匠にない新規

な創作部分の存否等を参酌して、登録意匠について需要者が視覚を通じて注意をひきやすい特徴的部分（要部）を把握し、この特徴的部分を中心に両意匠を対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当であると解される。

- 2 本体が正方形又は長方形の箱状のイーシアアダプタに係る意匠においては、縦（横）の長さ
と厚さの比率、面取りの有無、厚さに対する面取り径の比、面取りの具体的形状等により、当
該意匠全体が需要者に与える美感を異にすることがあり得るところ、本件登録意匠において
は、縦横の長さ
と厚さの比及び厚さに対する面取り径の比率等を工夫することにより、「本体
の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっ
ている」構成としたものであり、このような構成には、当業者の立場からみた意匠の着想の新し
さないし独創性が認められる。そうすると、乙3ないし5記載の各意匠に接した当業者といえ
ども、乙5記載の意匠において「本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする
半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1
を半径とする四半球状となっている」構成を採用し、本件登録意匠を創作することが容易であ
ったものと認めることはできない。
- 3 被告は、被告が平成22年末をもって被告製品の販売を停止した旨主張するが、仮にそうであ
るとしても、被告がその販売を停止するまでの半年程度被告製品を販売していたこと、被告が
本件訴訟において本件登録意匠と被告意匠の類否を争っていることなどに照らせば、被告にお
いては、なお被告製品を販売することにより本件意匠権を侵害するおそれがあるものと認めら
れる。
- 4 原告製品は、周辺機器との接続のためのUSBコネクタ（USBポート）を有するイーシー
アダプタであり、このUSBコネクタにUSBケーブルを接続して周辺機器の充電を行う製品
であり、原告製品に携帯電話用のUSBケーブルを接続することができることからすると、原
告製品は、被告製品と市場において競合し、被告による本件意匠権の侵害行為がなければ販売
することができた物品に該当するものと認められる。
- 5 仮に被告による被告製品の販売がされなかった場合には、被告製品の購入者の多くは、
Docomo、SoftBank等の携帯電話用の被告製品と同種の接続ケーブルが一体となった代替品を
選択した可能性が高いものと認められる。また、本件登録意匠と類似する被告意匠は、被告製
品の購入動機の形成に寄与していることが認められるものの、その購入動機の形成には、被告
意匠のほか、被告製品がDocomo、SoftBank等の携帯電話用の専用品であることが大きく寄与
し、被告製品の色彩等（本体と接続ケーブルが同一色である点を含む。）も相当程度寄与して
いるものとうかがわれるから、被告意匠の購入動機の形成に対する寄与は、一定の割合にとど
まるものと認められる。以上によれば、原告製品と被告製品の形態の違い、被告製品と同種の
代替品の存在、被告製品の購入動機の形成に対する被告意匠の寄与が一定の割合にとどまるこ
とは、被告製品の譲渡数量の一部に相当する原告製品を原告において「販売することができな
いとする事情」（意匠法39条1項ただし書）に該当するものと認められる。そして、上記認定
の諸点を総合考慮すると、意匠法39条1項ただし書の規定により控除すべき上記「販売するこ
とができないとする事情」に相当する数量は、被告製品の販売数量の9割と認めるのが相当で
ある。

第4 研究

1 本件登録意匠と被告意匠の類否（争点1）について

(1) 意匠の類否に関する学説について

意匠の類否の判断基準に関する学説には、①創作説（意匠法の第一義的な目的が意匠の創作の保護にあると考え、意匠の類似とは、2つの意匠が同一の美的特徴を発揮し、同一の創作体の範囲に属することであるとする考え方であり、類似の判断主体はデザイナー等の当業者となる。侵害事件における意匠の類否においては、公知意匠の参酌により、公知意匠にはない新規な部分が意匠の要部となる。）、②混同説（意匠保護の趣旨を流通秩序の維持と捉えて、意匠の類否は2つの意匠が混同が生ずるおそれがある程によく似ているか否かにより判断するとする考え方であり、判断主体は需要者となり、需要者の注意を強く引きやすい部分が意匠の要部となる。基本的に混同説に立ちつつ、要部の認定において、創作説と同様に、公知意匠を参酌する、修正混同説もある。）、③需要説（意匠法の目的を意匠の需要喚起機能を保護することにあると考え、意匠の類似とは、取引者・需要者の観点から、購買心への感覚的刺激を共通にする場合又は需要増大価値を等しくする場合とする考え方）がある。

しかるところ、最高裁昭和49年3月19日判決（民集28巻2号308頁）は、平成10年改正前意匠法3条2項との関係で3条1項3号の類似について、「同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。」と判示しており、また、平成18年の改正により意匠法24条2項において需要者が判断主体である旨が規定されたことから、現行法上、創作説を採用することは無理であるとする見解もある（茶園成樹編『意匠法』104頁）。

ただし、上記創作説を否定する見解においても、判断主体が需要者であるとしても、需要者がよく目にするありふれた部分は需要者の注意を引かない場合が多いことから類否判断において、公知意匠の参酌の可否はともかく、需要者に広く知られた周知意匠を参酌することは否定されないとされ、さらに、侵害事件においては、意匠権の保護が公知意匠に類似する意匠に及ばないようにするために、公知意匠を参酌することが必要になると解されるとされている（前掲茶園104頁）。

(2) 本判決

ア 本判決の立場

本判決は、「登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされ（意匠法24条2項）、その判断に際しては、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、更には登録意匠における公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、登録意匠について需要者が視覚を通じて注意をひきやすい特徴的部分（要部）を把握し、この特徴的部分を中心に両意匠を対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当であると解される。」と判示しており、修正混同説を採用するものであると史料される。

イ 本判決の判断

本判決は、上記判示を前提に、①本件登録意匠及び被告意匠の基本的構成態様（意匠を大掴みに捉えた際の骨格的態様）及び具体的構成態様（意匠を詳細に観察して把握される態様）を認定し、②両意匠を対比して、共通点と差異点を認定し、③公知意匠を参酌するとともに、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等も考慮して、意匠の要部認定を行い、④本件登録意匠と被告意匠は、この特徴的部分において共通するのみならず、それ以外の基本的構成態様及び具体的構成態様の多くの部分においても共通しており、需要者に対し、全体として共通の美感を生じさせるものと認められ、差異点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、被告意匠は、本件登録意匠に類似していると判断した。

この点、従前の裁判例について、「類否判断については、2つの意匠の基本的構成態様と具体的構成態様を把握し、周知意匠、公知意匠、類似意匠（ただし、平成10年改正前）、関連意匠等の参酌を経て、全体観察により看者が最も注意を引く部分（要部）を認定し、これらの意匠を対比したうえ、共通点と差異点（相違点）を総合的に判断して行うという一般的な手法が採られている。平成18年改正は、この定着した手法を前提に、『需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う』として、判断主体を明らかにしたものであるから、当業者を想定する創作説にいわば潜伏を強いることになるとしても、従前の判断枠組みに直ちに影響をもたらすことはないと思われる。」（平田直人「意匠の類似範囲の明確化（意匠24条2項）について」飯村敏明・設楽隆一編著『知的財産関係訴訟リーガル・プロGRESS・シリーズ(3)』512頁）とされていた。

そして、本判決は、このような裁判例と同様の判断基準をとったものといえ、その判断は妥当であると思料される。

なお、本判決が認定した、本件登録意匠及び被告意匠の形態、両意匠の共通点と差異点、意匠の要部認定は後記ウ記載のとおりである。

また、本件登録意匠では、本体底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタが設けられているが、被告意匠では、周辺機器に接続されるコードが接続されており、両意匠は基本的構成態様において相違点があるが、「基本的構成態様の相違が質的・量的に顕著な場合、細部（具体的構成態様）について認定・対比するまでもなく両意匠は非類似であるとの結論に至ることも少なくないと思われることから、効率的な思考という観点からは、具体的構成態様の認定と別個に基本的構成態様の認定を行うことも、なお有意義なことといえよう。」（杉浦正樹「意匠権侵害訴訟をめぐる問題点等」牧野利明・飯村敏明・三村量一・末吉互・大野聖二編『知的財産法の理論と実務第4巻〔著作権法・意匠法〕』404頁）とされているとおり、基本的構成態様の相違が質的・量的に顕著でない場合、具体的構成態様を含め、両意匠を対比することによって意匠の類否を判断すべきであり、基本的構成態様における相違点の存在ゆえに本判決の判断の妥当性が否定されることにはならないと思料される。

ウ 本判決における本件登録意匠及び被告意匠の形態、両意匠の共通点と差異点、意匠の要部認定について

本判決が認定した、本件登録意匠及び被告意匠の形態、両意匠の共通点と差異点、意匠の要部認定は次のとおりである。

(ア) 本件登録意匠の形態

本件登録意匠においては、①箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設

け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設け、正面下部にランプを設けている、②本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり、正面側と裏面側とに、垂直に二つ割りされた状態となっている、③本体の全周囲が、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、その正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている、④差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや右寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されている、⑤ランプは、直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、本体正面の右下寄りに設けられ、充電時に点灯する、⑥USBコネクタが、底部の右寄りに設けられている。

(イ) 被告意匠の形態

被告意匠においては、①箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるコードを接続し、正面下部にランプを設けていること、②本体は、縦横の寸法が53mm×53mmの正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり、正面側と裏面側に、垂直に二つ割りされた状態となっており、また、本体の正面は、中央部が周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出していること、③本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、その正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっていること、④差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや右寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されていること、⑤ランプは、直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、正面視の右下寄りに設けられ、充電時に点灯すること、⑥コード（接続コード）は、底面部の右寄りに設けられ、断線防止部材（正面視、略台形（高さ約12mm、底辺約9mm、上辺約5mm）で、約1.5mmの溝を均等間隔で4本有する形状）を介在して、本体内部の回路に接続されていることが認められる。（なお、「扁平」とは、「平たいこと。また、そのさま。」を意味し（甲19）、必ずしも完全に平坦であることを意味するものではないと解される。そして、被告意匠は、本体が縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の箱状であることからすれば、正面の中央部が周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出している点を考慮しても、「扁平な」箱状と認められる。）

(ウ) 両意匠の共通点及び差異点

本件登録意匠と被告意匠は、①箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、正面下部にランプを設けた点、②本体が、縦横の寸法が同一の正四角形で、厚さが縦（横）寸法の約0.3倍の扁平な箱状であり、また、正面側と裏面側に、垂直に二つ割りされている点、③本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている点、④差込みプラグが、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや右寄りに設けられている点、⑤プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用され、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔

で5本の溝が形成されている点、⑥ランプは、直径が縦（横）寸法の約0.05倍で、本体正面の右下寄りに設けられ、充電時に点灯する点において共通する。

他方で、両意匠は、①本件登録意匠では、本体底面に周辺機器に接続されるU S Bコネクタが設けられているが、被告意匠では、周辺機器に接続されるコードが断線防止部材を介在して、本体内部の回路に接続されている点、②本件登録意匠では、本体の正面の形状が平坦であるが、被告意匠では、中央部で周縁部よりも厚さの約0.03倍（約0.5mm）程度膨出している点、③本件登録意匠では、ランプの中心が本体右側面と底面からそれぞれ約17mmの均等な位置にあるのに対し、被告意匠では、ランプの中心が本体底面から約12mmで、かつ、本体右側面から約16mmの位置にあり、本件登録意匠に比べて底面に寄った位置に設けられている点において差異がある。

(エ) 本件登録意匠の特徴的部分（要部）

本判決は、需要者について、「①本件登録意匠の意匠に係る物品であるエーシーアダプタは、携帯電話、スマートフォン、携帯用音楽プレーヤー、携帯用ゲーム機等の周辺機器の充電に用いられる機器であること、②充電の際には、本体の背面に折り畳まれている差込みプラグを90度ないし180度起こした状態で商用電源のコンセントに差し込むと、本体の正面下部のU S Bコネクタ（U S Bポート）に接続され接続用のケーブルを介した周辺機器にコンセントからの交流電圧を所定の直流電圧に変換して供給すること、③充電をしないときは、周辺機器から接続用のケーブルを抜き、差込みプラグを折り畳んで収納した状態で保管し、あるいは、この状態で身の回りに置いたり、外出時に携帯するなどすることが認められる。エーシーアダプタは、これらの周辺機器を充電するために用いるものであるから、これらの周辺機器を利用する者が需要者となる。」と判示した。

また、本判決は、公知意匠を参酌し、「本件登録意匠の構成態様のうち、『本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』点（略）は、公知意匠には認められない構成態様であり、この構成態様により、需要者に対し、本体全体が丸みを帯びた柔らかな印象を与えると同時に、本体正面視の四角隅部が四半球状となっていることにより整った印象も与えるものとなっており、上記構成態様は、他の公知意匠にはみられない新規な創作部分であるといえる。」と判示し、「本件登録意匠において、需要者の注意を引きやすい特徴的部分は、『本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』点を含む、本体部全体の形態であると認められる。」と判断した。

なお、「通常の販売・流通形態（店頭、ウェブサイト）では、需要者は、エーシーアダプタを正面又は正面やや斜めから見るのが普通であり、需要者としては正面の形態に最も注目するから、本件登録意匠においては、携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置の正面形態全体がひとまとまりとして要部となり、特に接続部分が最重要の要部である」旨の被告主張に対しては、「意匠の特徴的部分の把握に際しては、意匠に係る物品の販売・流通時において視認し得る形状のみを前提にするのではなく、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様等も考慮すべきであるところ、前記(ア)認定のとおり、エーシーアダプタは、需要者が実際に手にとって携帯用の周辺機器の充電に用いる実用品であると同時に、身の回りに置き、あるいは、外出時に携帯す

るなどされるものであることからすると、需要者が本件登録意匠の正面の形態にのみ注目するとはいえない。また、被告が主張する携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置は、前記（略）のとおり、いずれも本件出願前に公知の形状であることからすると、本件登録意匠においては、携帯電話等の周辺機器との接続部分、本体の正面の形状及びランプの位置の正面形態全体がひとまとまりとして需要者の注意を引きやすい特徴的部分（要部）を形成しているとはいえないし、ましてや接続部分が最重要の要部であるとはいえない。」と述べて被告の主張を排斥した。

2 本件登録意匠の意匠登録に無効理由があり、原告による本件意匠権の行使が意匠法41条において準用する特許法104条の3第1項の規定により制限されるか（争点2）について

(1) 意匠法3条2項について

意匠法3条1項では、客観的に新しい創作をなした意匠にのみ意匠権を付与するため、新規性の要件を規定しているが、客観的に新しい創作であったとしても、その意匠がいわゆる当業者が容易に創作できるものであれば、保護価値がないばかりか、そのような意匠に独占権である意匠権を付与すれば、かえって産業の発達を阻害してしまうことになるため、3条2項では、本当に保護価値のある意匠を保護するために、創作非容易性の要件を規定しており、しかも、平成10年改正前は「日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて」当業者が容易に創作できた意匠についてのみ登録できない旨を規定していたが、平成10年改正により、公然知られた形状等に基づいて当業者が容易に創作できた意匠についても保護除外となるよう創作非容易性の要件を判断する基準が引き上げられたものである（前掲茶園67頁）。なお、意匠法3条2項における創作非容易性の判断は、物品の形状、模様若しくは色彩である意匠のみならず、物品とは張られた抽象的なモチーフや、自然物、景色、著作物、建造物等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合も対象となる。

また、意匠法3条1項3号と同条2項との関係について、前掲最高裁判決は、「同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。したがつて、同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的效果の類否による同条一項三号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、色彩等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条二項の創作容易性の判断とは必ずしも一致するものではなく、類似意匠であつて、しかも同条二項の創作が容易な意匠にも当たると認められる場合があると同時に、意匠的效果が異なるため類似意匠とはいえないが、同条二項の創作容易性は認められるという場合もありうべく、ただ、前者の場合には、同条二項かつこ書により「同条一項三号の規定のみを適用して登録を拒絶すれば足りるものとされているのである。」と判示しており、意匠法3条1項3号と同条2項とでは、その判断基準は異なるものである。

(2) 本判決

被告は、本件登録意匠は、本件出願前に当業者が公然知られた形状である乙5（別紙第2参照）記載の意匠と乙3（別紙第3参照）及び乙4（別紙第4参照）記載の各意匠に基づい

て容易に本件登録意匠の創作をすることができたものであるから、本件登録意匠の意匠登録には意匠法3条2項に違反する無効理由（同法48条1項1号）があり、意匠登録無効審判により無効にされるべきものであるから、同法41条において準用する特許法104条の3第1項の規定により、原告は、被告に対し、本件意匠権を行使することができない旨主張した。

これに対し、本判決は、乙5記載の意匠の形態について、「乙5によれば、乙5記載の意匠は、エーシーアダプタに係る意匠であり（別紙第2参照）、①箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設けていること、②本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、扁平な箱状であり、本体の全周囲に面取りがされていること、③差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや左寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用されること、④USBコネクタは、底部左寄りに設けられていることが認められる。」としたうえで、本件登録意匠と乙5記載の意匠との対比し、「本件登録意匠と乙5記載の意匠とは、①箱状の本体の背面に折り畳み自在の差込みプラグを設け、底面に周辺機器に接続されるUSBコネクタを設けている点、②本体は、縦横の寸法が同一の正四角形で、扁平な箱状であり、本体の全周囲に面取りがされている点、③差込みプラグは、本体の平面部（上面部）から背面部にかけ、本体正面から見てやや左寄りに設けられており、プラグピンは背面の凹部に折り畳まれた状態から、後方又は上方に起立させて使用される点、④USBコネクタは、底部に設けられている点において共通する。」としながら、「他方で、両意匠は、①本件登録意匠では、本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっているのに対し、乙5記載の意匠では、縦・横・厚さの正確な寸法が不明であり、厚さに対する面取り径の比及び面取りの具体的形状も明らかでない点、②本件登録意匠では、正面下部にランプを設けているのに対し、乙5記載の意匠では、ランプを設けていない点、③本件登録意匠では、プラグピンの支持部の外周は、本体と同形の弧状をなし、この弧状部分には、水平方向にほぼ等間隔で5本の溝が形成されているのに対し、乙5記載の意匠では、プラグピンの支持部の外周が本体と同形の弧状をなしているかどうか不明であり、溝の本数も不明である点、④本件登録意匠では、USBコネクタは、底部の『右寄り』に設けられているのに対し、乙5記載の意匠では、底部の『左寄り』に設けられている点において差異がある。」と判示した。

そして、本判決は、創作容易性について、「乙3には、充電器に係る意匠において、縦横の寸法が同一の正四角形の箱状の本体において、『縦（横）の寸法の約0.15倍の長さを半径とする面取りをしている』構成が示されているが、厚さが縦（横）寸法の約0.6倍であって、これは本件登録意匠の2倍に当たり、縦（横）の長さの比と厚さとの比が異なり、さらには厚さに対する面取り径の比が本件登録意匠よりも小さく、本件登録意匠のような全周囲が厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りをしている構成や、本体の四角隅部が、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている構成は示されていない。また、乙4記載の意匠は、本体の『正面下部にランプを設ける』構成が示されており（略）、この点において本件登録意匠と共通するものの、本体の長さ、厚さ及び面取りの径に関して本件登録意匠と共通する構成を有するわけではない。そして、本体が正方形又は長方形の箱状のエーシーアダプタに係る意匠においては、縦（横）の長さの比率、面取りの有無、厚さに対する面取り径の比、面取りの具体的形状等により、当該意匠全体が需要者に与える美感を異にすることがあり得るところ、本件登録意匠においては、縦横の長さの厚

さの比及び厚さに対する面取り径の比率等を工夫することにより、『本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』構成としたものであり、このような構成には、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性が認められる。そうすると、乙3ないし5記載の各意匠に接した当業者といえども、乙5記載の意匠において『本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』構成（前記（略）の差異点に係る本件登録意匠の構成態様）を採用し、本件登録意匠を創作することが容易であったものと認めることはできない。」と判示した。

本判決は、本件登録意匠の「本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている」構成には、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性が認められると認定し、乙3ないし5記載の各意匠には当該構成を有しないことから、創作非容易性を否定したものであり、その判断は妥当であると思料される。

3 被告による被告製品の製造の有無及び原告主張の差止めの必要性（争点3）について

本判決は、「被告は、被告が平成22年末をもって被告製品の販売を停止した旨主張するが、仮にそうであるとしても、被告がその販売を停止するまでの半年程度被告製品を販売していたこと、被告が本件訴訟において本件登録意匠と被告意匠の類否を争っていることなどに照らせば、被告においては、なお被告製品を販売することにより本件意匠権を侵害するおそれがあるものと認められる。」と判示した。

「侵害のおそれ」とは、客観的にみて侵害が発生する蓋然性があると認められる具体的な事実が存在する場合をいい、従前の裁判例でも、イ号製品を製造・販売していたが現在はこれらを行っていない被告が、イ号製品の意匠は登録意匠とは非類似であるとして意匠権侵害そのものを争っている場合に侵害のおそれを認めたものがあり（大阪地判昭和43年6月19日判タ223号200頁）、被告製品の販売を停止した事実が認められたからといって直ちに差止めの必要性を否定しなかった本判決の判断は妥当であると思料される。

4 原告の損害の有無及び被告が賠償すべき損害額（争点4）について

(1) 競合可能性について

本判決は、原告製品が「侵害の行為がなければ販売することができた物品」に該当するかどうかについて、「原告製品は、周辺機器との接続のためのU S Bコネクタ（U S Bポート）を有するエーシーアダプタであり、このU S BコネクタにU S Bケーブルを接続して周辺機器の充電を行う製品であり（略）、原告製品に携帯電話用のU S Bケーブルを接続することができることからすると、原告製品は、被告製品と市場において競合し、被告による本件意匠権の侵害行為がなければ販売することができた物品に該当するものと認められる。」と判示した。

なお、「原告製品は、その接続口がU S Bコネクタであり、主にiPodシリーズやiPhoneといった、U S Bケーブルの接続により充電可能な製品に用いられるエーシーアダプタであるのに対し、被告製品は、Docomo、SoftBankの携帯電話の接続口に対応するケーブルが一体となったエーシーアダプタであり、両製品は、充電の対象となる製品がそれぞれ異なることから、市場において競合しない」旨の被告主張については、「Docomo、SoftBankの携帯電話の接続口に対応する充電用のU S Bケーブル製品が単体で販売されていること（甲39、乙6、弁論の全趣旨）に照らすならば、原告製品にこのようなU S Bケーブルを接続することにより上記携帯電話の充電に原告製品を用いることができるものと認められる。そうする

と、原告製品の充電の対象となる周辺機器には、Docomo、SoftBankの携帯電話も含まれるといえるから、被告の上記主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。」として被告の主張を排斥した。

本判決の判断は、意匠法39条1項と同趣旨の特許法102条1項に関し、「侵害の行為がなければ販売することができた物」に該当するためには、権利者の製品が、侵害品と競合可能性を有するものであれば足り、及び／又は、同一の物であることを要しないとする通説（中山信弘＝小泉直樹編『新・注解特許法（下）』1572頁〔飯田圭〕）にそうものであり、妥当であると思料される。

(2) 単位数量当たりの原告製品の利益額について

本判決は、単位数量当たりの原告製品の利益額の認定に際し、「原告製品の1個当たりの変動経費には、上記合計額に国内輸送費、海上輸送費及び倉庫料を加えるべきであり、また、ドル円換算に際しては平成21年11月あるいは平成22年1月の為替相場1ドル約90円を基準にすべきである旨」の被告主張に対し、「ドル建ての経費を円換算するに当たっては、被告製品の販売期間である平成22年6月から同年11月30日までの換算レートの平均値を基準にするのが相当と認める。」とし、さらに、「海上輸送費については、上記コンテナには前記A記載の譲渡数量分に相当する原告製品を収容するのに十分な空き容量があったことが認められるから、上記譲渡数量分が増加しても追加支出が生じないというべきである。他方で、国内輸送費及び倉庫料については、追加支出が発生しないことを示す具体的な根拠をうかがわせる証拠はない。したがって、被告の上記主張は、上記（略）の金額に国内輸送費7.58円及び倉庫料24.90円を加えるべきであるとする限度で理由がある。」とし、「原告製品の単位数量当たりの利益を算出するに当たっては、変動経費として、263.36円（前記（略））に国内輸送費7.58円（前記（略））及び倉庫料24.90円（前記（略））を加えた295.84円を控除すべきことになる。」と判示した。

為替レートは日々変動するものであり、かつ、侵害期間はある程度長期に及ぶことからすれば、「被告製品の販売期間の換算レートの平均値」を基準にすることは相当であり、また、変動経費に国内輸送費、海上輸送費及び倉庫料を加えるべきか否かの判断も、具体的事情に基づき、侵害行為を行うにつき追加的支出として必要であったか否かを判断しており、その判断は妥当であると思料される。

(3) 「販売することができないとする事情」の存否等について

本判決は、「仮に被告による被告製品の販売がされなかった場合には、被告製品の購入者の多くは、Docomo、SoftBank等の携帯電話用の被告製品と同種の接続ケーブルが一体となった代替品を選択した可能性が高いものと認められる。また、本件登録意匠と類似する被告意匠は、被告製品の購入動機の形成に寄与していることが認められるものの、その購入動機の形成には、被告意匠のほか、被告製品がDocomo、SoftBank等の携帯電話用の専用品であることが大きく寄与し、被告製品の色彩等（本体と接続ケーブルが同一色である点を含む。）も相当程度寄与しているものとうかがわれるから、被告意匠の購入動機の形成に対する寄与は、一定の割合にとどまるものと認められる。以上によれば、原告製品と被告製品の形態の違い、被告製品と同種の代替品の存在、被告製品の購入動機の形成に対する被告意匠の寄与が一定の割合にとどまることは、被告製品の譲渡数量の一部に相当する原告製品を原告において「販売することができないとする事情」（意匠法39条1項ただし書）に該当するものと認められる。そして、上記認定の諸点を総合考慮すると、意匠法39条1項ただし書の規定により控除すべき上記『販売することができないとする事情』に相当する数量は、被告製品の

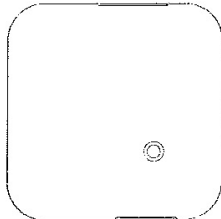
販売数量（前記ア）の9割と認めるのが相当である。」と判示した。

本判決は、「販売することができないとする事情」に相当する被告製品の数量を9割と大幅に認めたものであり、原告にとって厳しい判断がなされたといえるものであるが、具体的事情を詳細に検討したうえでの認定判断であり、妥当な判断であると思料される。

以 上

別紙意匠公報

(19) 【発行国】 日本国特許庁 (J P)
 (45) 【発行日】 平成19年12月3日 (2007. 12. 3)
 (12) 【公知種別】 意匠公報 (S)
 (11) 【登録番号】 意匠登録第1316224号 (D1316224)
 (24) 【登録日】 平成19年11月2日 (2007. 11. 2)
 (54) 【意匠に係る物品】 エーシーアダプタ
 (52) 【意匠分類】 H2-211
 (51) 【国際優先分類 (参考)】 13-02
 (21) 【出願番号】 意願2007-10137 (D2007-10137)
 (22) 【出願日】 平成19年4月16日 (2007. 4. 16)
 (72) 【発明者】
 【氏名】 浅田 雄也
 【住所又は居所】 東京都中央区築地2丁目11番9号 ラディウス株式会社内
 (73) 【発明者】
 【氏名】 浅田 雄也
 【住所又は居所】 東京都中央区築地2丁目11番9号 ラディウス株式会社
 (74) 【代理人】
 【識別番号】 100076255
 【弁護士】
 【氏名又は名称】 古澤 俊明
 【事務所】 江戸 弁士
 (56) 【参考文献】 DOS/V magazine、2号、15巻、(2006-2-1)、165頁、(特許庁登録公知資料番号H417018439)
 (55) 【意匠に係る物品の説明】 意匠に係る物品であるエーシーアダプタは、本体の幅×縦×厚さが約53.0mm×53.0mm×17.0mmである。使用に際しては、前面の上部に折り畳まれている差し込みプラグを起して直挿差込のコンセントに差し込むと、正面下部のランプが点灯するとともに、コンセントからの交流電圧が所定の直流電圧に変換される。この直流電圧が、正面下部のコネクタにUSBコネクタを介して接続した周辺機器に供給される。
 【図面】
 【正面図】

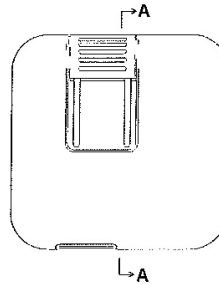


-50-

(2)

意匠登録1316224

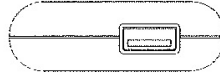
【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】

-51-

(3)

意匠登録1316224



【左側面図】

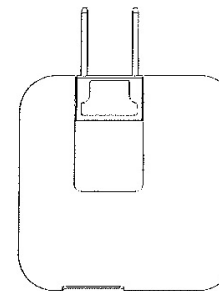


【差し込みプラグを180度起した正面図】

-52-

(4)

意匠登録1316224



【差し込みプラグを180度起した右側面図】

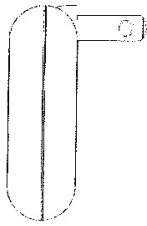


【差し込みプラグを90度起した右側面図】

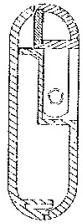
-53-

(5)

特許第1316224



【内部構造を省略したA-A線断面図】

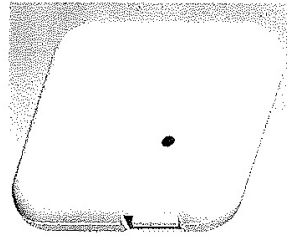


【参考図1】

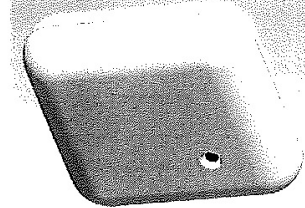
-54-

(6)

特許第1316224



【参考図2】

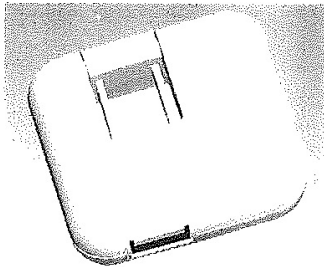


【参考図3】

-55-

(7)

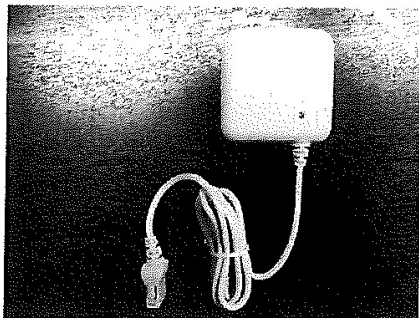
特許第1316224



-56-

別紙第1

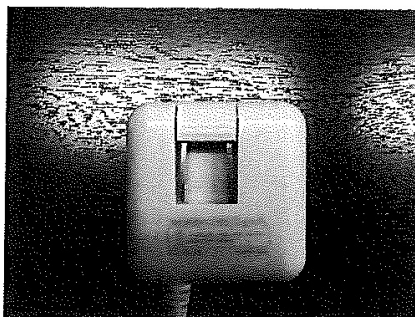
【図1】正面図



【図2】平面図



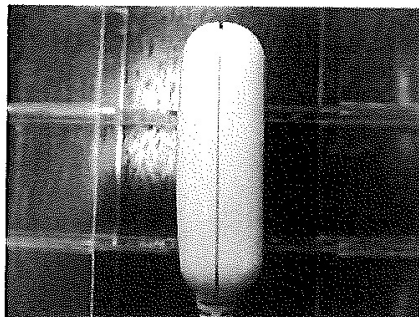
【図3】背面図



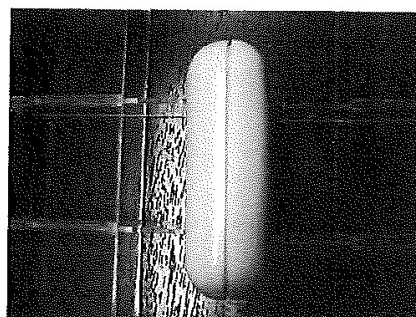
【図4】底面図



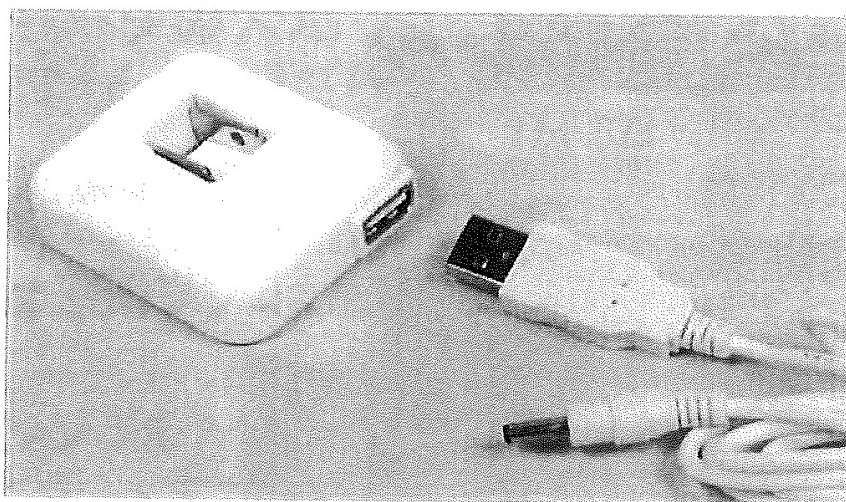
【図5】右側面図



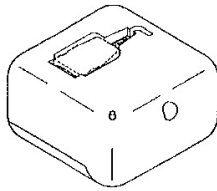
【図6】左側面図



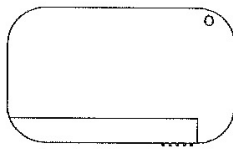
別紙第2



別紙第3
【斜視図】

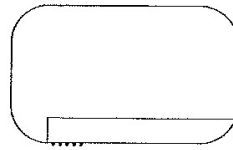


【正面図】

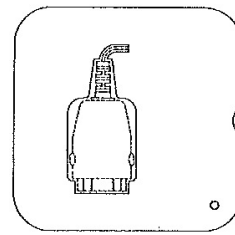


- 59 -

【背面図】

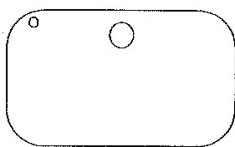


【平面図】

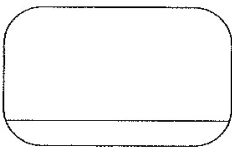


- 60 -

【右側面図】

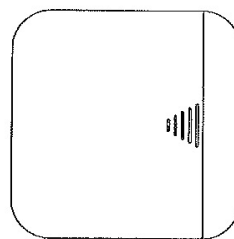


【左側面図】

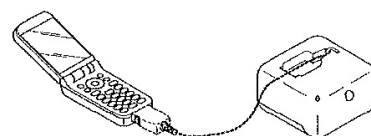


- 61 -

【底面図】

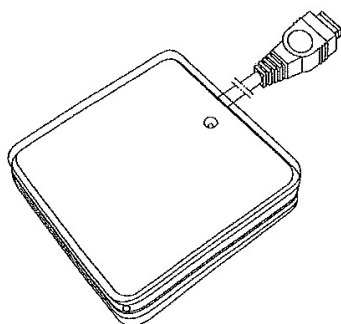


【使用状態を示す参考図】

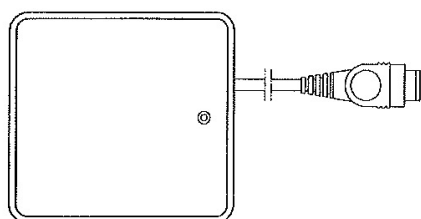


- 62 -

別紙第4
【斜視図】

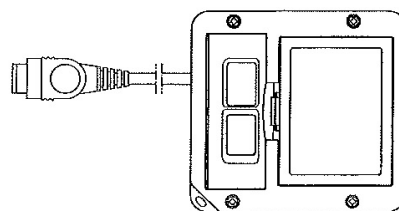


【正面図】



・ 63 ・

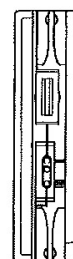
【背面図】



【左側面図】



【右側面図】

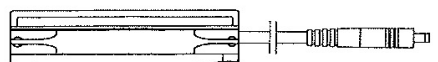


・ 64 ・

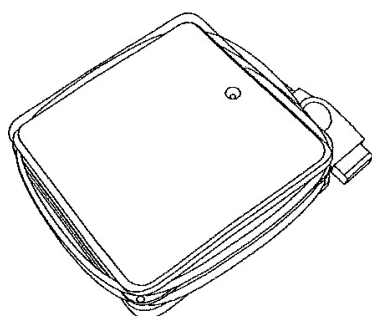
【平面図】



【底面図】

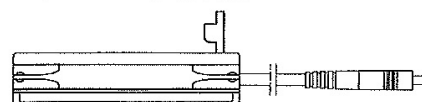


【コードを収納した状態を示す斜視図】

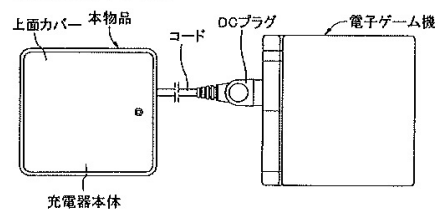


・ 65 ・

【取り付け部を起こした状態を示す平面図】



【使用状態を示す参考正面図】



・ 66 ・

【使用状態を示す参考斜視図】

